

JAIF

国際結婚を考える会

Japan Association of Intercultural Families

40周年記念&会報誌原点回帰第1号

www.kokusaikazoku.com/



主な活動の歴史と実績

2020年	組織編成し、ホームページもリニューアル 当会から AMF2020 という団体が分離
2018年	国籍はく奪違憲訴訟裁判の支援開始
2016年	日本記者クラブにて会員が国籍法について会見
2009年	日弁連人権擁護委員会にて会員が講演
2004年4月	民主党法務部門会議の重国籍をテーマとした早朝勉強会に参加
7月	パリで開かれた衆議院法務委員会の欧州法制度視察団と重国籍容認を求める請願者との懇談会に参加
2003年	「各国重国籍法制調査」2回目を実施
2002年	「各国重国籍法制調査」1回目を各国大使館あてに実施
2001年	国籍法改正について国会への請願書署名運動を開始
1999年4月	参議院法務委員会、7月衆議院法務委員会にて、外国人登録法・入管法に関して会員が参考人として意見陳述
1991年	「二重国籍」を出版
1989年	「楽しくやろう国際結婚」を出版
1988年	各国大使館に「重国籍に関する質問書」のアンケート実施
1987年	「国際結婚ハンドブック」初版を出版 国籍法改正による経過措置の期間（3年）の延長を求める要望書提出
1986年	「素顔の国際結婚」出版
1985年	1984年に国籍法が父系血統主義から父母両系血統主義に改正され、この年に施行される。
1984年	国籍法・戸籍法に関して衆参両議院議長に陳情
1983年	法制審議会国籍法部会で意見陳述 国籍法改正の際の氏と戸籍についての要望書を提出
1981年	日本女性の子どものも日本国籍を取得できるよう要望書を提出
1980年	名称を「国際結婚を考える会」と変更して活動開始 配偶者の在留資格や子どもの外国人登録証についての要望書を提出
1979年	外国人を配偶者にもつ7人の女性が「国際結婚日本女性の会」を立ち上げる

目次 CONTENTS

主な活動の歴史と実績	2
【特集】会の歴史を聞く	4
日本人母の子は日本国籍を取れない？ そこから私の活動は始まった。 ハワード弘子	5
子どもの国籍以前の問題なの、 女性に国籍継承の権利がないとはどういうこと？ マロニー名子	10
この会がなかったら乗り越えてこれなかった。 女性の権利とともにこれは人権の問題。 小暮 朋子	17
日本で生まれ育った在日コリアンとの国際結婚。 過去の未精算が根源に～そして私の選択。 蒔田 直子	22
登壇者の近況&ひとこと	30
記念すべき「第一回臨時総会」の開催を振り返る マリク高橋君代	32
会の英文名・ロゴが決定しました！	34
新ホームページの作成を担当して www.kokusaikazoku.com/ が会の活動基地に T. 伸子	36
次号以降の特集予定	38
入会のすすめ 請願活動について イベント情報	39
編集後記 カマーゴ・李 栄	40



JAIF

国際結婚を考える会



2020年8月27日(木) 第一回臨時総会がオンラインで開催されました。会則・世話人体制・活動計画・会計報告等がなされ、無事承認されました。これで新体制の会のスタートです。

1979年7人の女性たちが「国際結婚日本女性の会」の立ち上げ(1980年に「国際結婚を考える会」と名称変更)発足した会を、継承・継続し発展させていくことが私たちの目的です。

会のホームページ www.kokusaikazoku.com/ も新設され、対外的にも会の存在をPRでき、またフォーラムなどで活発な会員同士の意見交換ができるようになりました。ニュースレター配信でイベント開催情報など会の動きが身近になりました。

そして、とうとう **40周年記念号**そして**原点回帰第1号**会報誌発行にこぎつけることができました。これから意見交換の場、問題提起そして解決の場となっていきたいと思います。

【特集】会の歴史を聞く

日本時間2020・08.08開催イベント

- ・国際結婚を考える会の設立当時から1980年代にかけて会員となり、国籍法や入国管理法の改正に向けて大きな貢献をなされた先輩会員の方々をお招きして、当時の活動や、ご苦労なされた様々なことについてお話を伺いました。
- ・登壇者はハワード弘子さん、マロニー名子さん、小暮朋子さん、蒔田直子さんです。
- ・当日のZOOMでの参加者は22名でした。そして、オンラインイベントに参加できなかった会員のみなさまにも、会報誌で読んでいただきたく、あらたに原稿を書いていただきました。40周年記念&会報誌第一号スタートにふさわしい特集です。
- ・私たちの今ある権利は、先輩方々が運動、努力、訴えを社会に届けてくれたからこそ得られました。排外主義が広がる世界に向けて、私たちはこれからもきちんと目を見開き、活動を続けて行かなくてはならないと思います。

日本人母の子は日本国籍を取れない？ そこから私の活動は始まった。

ハワード 弘子



<プロフィール>

1972年イギリス人夫と、イギリスにて結婚。
1973年より19年間横浜に在住。その間、
1977年に娘が生まれ、1981年に会の活動に
参加する。1992年、イギリス、バッキンガ
ムシャーに移住。

国籍法は、違憲ではないのか？

私の娘が生まれたのは1977年11月で、[当時の国籍法](#)により、日本人の私が娘の出生届を区役所に出し、日本人として戸籍に記されることにはならず、夫が入管局に届け、外国人としての滞在許可申請をしなければなりませんでした。

そのため、日本では私と娘の母子関係を証明するものは、母子手帳と入管に提出した病院からもらった書類でした。初めての育児に気をとられ、国籍のことは考える時間もない日々が始まった、その年の12月と、翌年1978年の5月と、同じころに子供が生まれた同じ立場の方たちが、国籍法は、憲法第14条*1（法の下での平等）に反し、違憲であると国を相手に[裁判](#)をおこしました。その方たちの勇気のある行動に感謝しながら、判決がでるまで何年もかかるであろうが、期待する判定がくだされるように願うのみでした。

*1 憲法第十四条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

国際結婚を考える会との出会い、そして活動へ

1975年に国連が提唱した女性へのあらゆる差別の撤廃、女性の地位向上を目指して設けた[国際婦人年](#)で、その後の10年間は国連女性の10年と制定されました。これを反映して、その後、国会でも男女不平等な旧国籍法の憲法違反が指摘され、国籍法改正をうったえる声も大きくなっていました。

私が、国際結婚を考える会と出会ったのは、1981年1月、NHK テレビで、当事者として国籍法改正に向けて活動していた、国際結婚を考える会を紹介した番組で、力強い味方がいることに勇気づけられました。早速、番組が終わるとNHKに連絡し、会の連絡先を教えてください、会員になりました。

同年の3月、国籍法違憲の訴えは棄却されました。父母により国籍取得に差別あり（男女差別）は認めましたが、二重国籍を防止するための止むを得ぬ立法政策であり、違憲ではないと、どういう思考での判決か理解に苦しむものでした。この時点で、国は外からの圧力もあり、すでに国籍法は改正に向けて動き始めていたので、国の面目を保つための判決だという意見もありました。

「当たり前の権利」要望書提出のために、署名活動！



法務省は父系優先の国籍法を改める準備が始まったとの情報を確認し、会も当事者としての要望を出す準備をすることになりました。そのため会の活動は、他の国々の国籍法をしらべたり、毎月の定例会では専門家のお話を聞いたりの勉強が主でした。その間には、世話人会で、それぞれ家事をおいて、子どもたちを学校、幼稚園に送り出し、また赤ちゃん連れての人もありで、法務省などへの要望書の検討、定例会の企画、会に届いた相談事数々の対処、会報の記事の整理などの作業をしました。

国籍改正試案に対し、会から法務省への要望書は、

- ・ 国籍の取得は父母平等にすること
- ・ 二重国籍を取得した子供の国籍選択はあくまで、本人の意思を尊重すること
- ・ 日本人母の戸籍に外国籍子どもの記載をすること
- ・ 外国人夫が帰化する場合にも、日本人男性の外国籍妻と同じ平等の条件にすること
- ・ 出入国管理令の在留資格に日本人配偶の資格を新設して、日本人男性の外国人妻と平等に扱われること

などでした。要望書提出のために、会員が一丸になって、賛同者の署名集めもしました。

会員の広がりを受けて、全国世話人会を開催

1981年に9月には、第二議院会館に出向き、会からの要望書を、法務委員や関係者の事務所に届け、その後は法務省事務局を訪ね、要望書を渡し、国籍法改正の内容や時期などの説明を受けました。



それまで、議員会館や霞が関など全く縁のなかった私ですが、これからまだ何回も足を運ぶことになるのかと、改めて私たちのやっていくことを認識しました。

1982年、会員も増えて大阪、京都、名古屋、東京の会と地域の集まりもでき、一緒に活動するにあたり、インターネットのなかった頃、手紙、電話での交信には限りがあり、名古屋で初めて、各会代表一人を送り全国世話人が開かれました。

国籍法の中間試案が出された翌年1983年の全国世話人会は、京都で開かれ、総勢24名が集まり、中間試案の検討、その他戸籍法改正、外人登録法等についても夜遅くまで話し合われました。国籍法改正にそなえて、独立戸籍を作ろうというのがその年の会のキャンペーンになりました。

中間試案でも、国の二重国籍を認めない方針は変わらず、他にも何点か合意できない条項もあり、再度、法務省に国籍選択の強制をなくすこと等、法務省に私たちの要望を送りました。

二重国籍を認めない国の理由は？ 単一民族と信じたいから。

国籍法改正間近の1984年の年が明けて、今しか言う時はないと、再度、国籍選択の条項を除く要望を出すために、署名集めをしました。

また、国籍法改正についてのマスコミ向け勉強会も開かれ、講師に永田誠氏（日大教授）を迎えて多数の報道関係者、会員が集まりました。

重国籍に関する質問が色々でしたが、ある記者の「(国が) 二重国籍がよくないという、本当の理由は何であるか」との質問に、永田氏は「本当の理由はわからないが、やはり、単一民族(と信じたい、国のこだわり?) ではないでしょうか」とのお答えでした。

最後のチャンスの議員陳情は、はるばる関西の会からも参加し、衆、参議員に要望書を配布、私たち当事者の声をとどけました。

1985年1月、新しい**国籍法**は施行されましたが、残念ながら、国籍選択は強制されるべきでないという、私たちの要望は受け入れてもらえず、その後の会の選択制度廃止への運動は、法務省への引き続いてのチャレンジになりました。

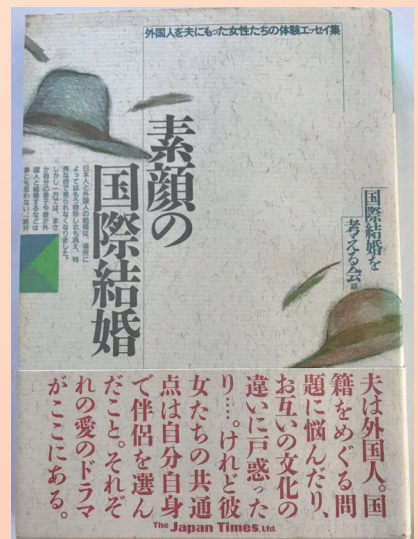
特別な目、差別がなくなることを願い 『素顔の国際結婚』を出版 1986年

会では、国籍法改正の運動と平行して、日本で暮らす外国人に関わる諸々の制度の改善を目指しました。

制度が変わることだけでは、外からの者を拒む「私たちだけの島」に住む人たちの意識が変わるわけではありません。

日本を別の角度から見ることができる立場にいる私たちは、日本の変わるべき部分を認識することができます。外国人や、外国人との混合家族への、特別な目、差別がなくなることを願って、私たちの体験を本にしようということになりました。

1986年、国際結婚は何も特別でないことを知ってもらうため、35名の会員が結婚を通して発見、直面した問題について書いた本「**素顔の国際結婚**」が、ジャパントイムズ社より出版されました。



会の発足から今年で40年。その40年の間に、外国人や外国人との混合家族を取り巻く問題の多くが改善されたことは確かです。

会発足当初の戦う会としての使命は終わりましたが、歴史ある会の存続のために、これから会に求められるものは、複数の文化、言葉を背景に持つがゆえにおこる問題などを、当事者たちが話し合える場になることではないかと思えます。



子供は親を選べない

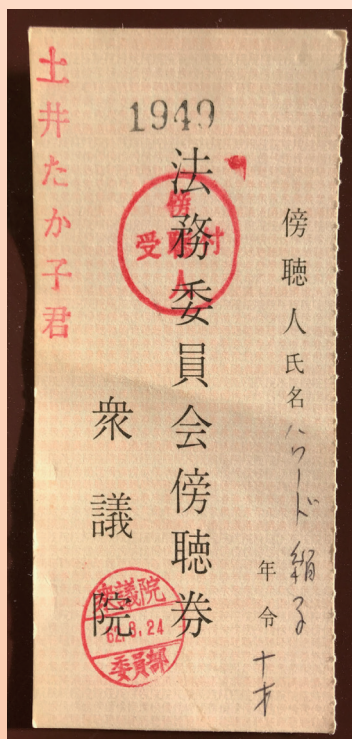
素顔の国際結婚から抜粋

ハワード弘子

国籍法が改正され、日本国籍を取得した娘は母親と同じ日本人になりました。

当然のこととして、公立の小中学校にも、以前のようにお願いしなくても入学することができるようになりました。日本のパスポートを持つことも、国民としての権利を得ることも法律で守られることになりました。しかし一般の人々の心を法律で支配することはできません。多分、こころを開かせるには長い時間がかかるのかもしれない。

私は娘に託そうと思います。親を選べなかった娘だけれど、皆との違いを誇りにもって、二つの文化からできるだけ吸収し、自分の未来を作っていくってほしいと思っています。そのことがまた、日本の未来を作っていくことにもなるのです。



子どもの国籍以前の問題なの、女性に国籍継承の権利がないとはどういうこと？

マロニー 名子



<プロフィール>

東京・日本橋生まれ。1976年当時交換留学生だった頃に知り合ったアメリカ国籍（ニューヨーク市生まれ、シカゴ育ち）の夫と1981年に東京で結婚。1989年に渡米、ジョージア州アトランタ在住。1992年に一人娘を出産。

難民条約加入に迫られた結果の日本の対応

1981年の初秋に法務省の黒木参事官が会の集まりにいらして、間もなく新設される在留資格の説明がありました。黒木参事官は「今度、新しい在留資格ができますから、皆さんのご主人たちはそのビザが取れますよ」と。

その頃はインドシナからの難民が世界中に溢れ、日本も1981年6月に**難民条約**に調印、1982年1月1日に発効することになったため、それに準じて国内法を整備する義務が生まれました。その中には自国民と家族関係にある難民は、自国民と同様に扱う必要があったため、日本にはそれまで存在しなかった日本国民の日本国籍を持たない家族のための在留資格を新設する必要に迫られたのです。

難民の定義は一言でいってパスポートを持たない人たちですから、その当時の「家族ビザ」という項目がなかった日本の入管法では、パスポートを持っている外国人（特に日本人と家族関係にある外国人）より難民の方を優遇することになってしまいうからでした。

日本人配偶者と子のビザは「その他」のカテゴリー

それまでの「家族ビザ」がない入管法のもと、日本人の配偶者や子供にはどういうビザが交付されていたかといいますと、「外交官ビザ」、「宣教師ビザ」、「商用ビザ」といった職業別の在留資格に該当しない家族はすべて、「その他」というカテゴリーに押し込

入管職員が発したのは「法律なんか変わんねえよ！ 決めんのは俺たちだ！」



1981年12月24日に夫も私も休みを取って池袋の入管に赴きました。

論理的にはこれまで保証人が会社（の社長）だったのが、今度は私の『配偶者』という在留資格になるわけですから、本人の仕事関係の書類に加えて私の収入証明等考えられる限りの書類を持参しました。官報もちろん持参しました。

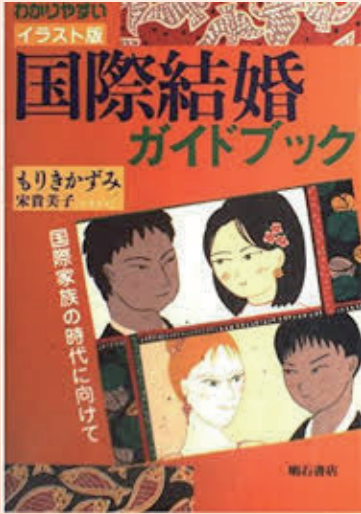
しかし、たぶんスムーズには事が運ばないであろうと思ったので、オーバーコートの下にマイクロレコーダーを忍ばせました。

入管に入って真っ先に目に入ったのは、まず、1月1日から収入印紙が1000円から4000円に変わるという貼り紙でした。

順番が来て、今度の更新は1月1日から施行される「日本人の配偶者または子」の在留資格で申請したいと言うと、「法律なんか変わんねえよ」と言われました。

いえ、10月の官報にもこの通り記載されています、と官報を見せて主張すると、「男は関係ない」、「配偶者とは被扶養者のことだ」と言うので、では、彼が仕事をやめて、私の被扶養者になったらこのビザがもらえるのですか？と聞くと「男はだめだ、関係ない」。

いえ、黒木参事官から私たちの夫にも適用されると説明を受けました。「参事官なんて関係ねえよ、決めんのは俺たちだ」「内部規準がある」と。そうこうするうちに中のスタッフが数名カウンターの外に出てきて、私たち二人を囲んでいましたから、周りからはさぞ物騒に見えたと思います。乱暴な言葉でむやみに否定する人と、「今回、＜その他＞で1年あげたら、このまま帰りますか？」と交渉しようとする人と、ただ睨みつけている人、といろいろでした。どちらも譲らないので、昼食の後再度集合することになりました。ビル内のピンクの公衆電話があるレストランを見つけて昼食を食べながら森木和美さんに電話しました。



森木和美さんから黒木参事官に連絡してもらったところ「預かり」にしてもらうように、という指示でした。そうすれば上に上がって来て、まっとうな決定ができるから、ということです。

パスポートを預ける、それもはっきりした期限なしに、というのは出張が多い夫にとっては相当不安なことでしたが、とにかく、こんな形では引き下がれない、なんとか先例を作らねば、という気持ちで必死でした。

昼食後入管に戻って「預かり」にしてくださいと言うと「ここには内規があるんだから」とか、「今日中に<その他>で1年間を受け入れるなら1000円で済むよ、来年に持ち越したら、4000円になっちゃうよ」


などとも言われましたが、とにかく預かりの書類、1月4日零時から不法滞在にならないで済むような書類を発行してもらい入管を出ました。

震えるほどの怒りを体験し、 男性の日本人配偶者ビザ第一号獲得、前例を作った！

この日、私はそれまでの人生でも、その後でも味わったことのない、身体の震えが止まらないほどの怒りを経験しました。世界に対して体面を保つために法律を変えても、現場はこんな有り様です。その晩録音したテープを書き起こし（ワープロ以前の時代ですから手書きで20ページ以上）、週末明けに大鷹入管局長と黒木参事官に届けました。

年が明けて、1月21日に黒木参事官から連絡があったので、早速また二人で入管に行きました。カウンター内の係員たち、もちろん私たちを憶えていて、睨みつけていました。お互い、一言も発さず、4000円の収入印紙と引き換えに新しいビザの印を押されたパスポートを返されました。男性の配偶者ビザ第一号です。

その日のうちに国際結婚を考える会の会員に知らせました。といってもインターネットなどありませんから、一刻も早く会報に載せ、期限の迫っているのがわかっている人には電話連絡だったと思います。



「たぶん抵抗されるから、具体的に私の例を出すこと、とにかく、絶対に引き下がらない様に、ひとつひとつ前例を作るのが大切」と。

翌週、大阪だったか、神戸だったか、会員が更新に行った時「それは東京の間違いだ」「そんなことはあり得ない」、札幌でも同じような反応でした。でも、ひとりひとりが頑張りました。

1982年末までには国内のどこの入管でもほぼ確実に新しい在留資格がとれるようになっていたと思います。在留期間は依然として男女格差がありましたが、とにかくにも、仕事がないからビザが取れない、という状況からは抜け出せるようになったわけです。ビザの発給は法務省下の入管だけでなく、外務省の在外公館も扱いますが、世界中の大使館、領事館でも翌年内には問題なくなっていたようです。

ここで、追記すべきことは、これは1985年1月1日施行の国籍法改正以前だということです。「日本人の配偶者または子」の<子>が外国人を夫に持つ日本人女性の子供全員を対象としたことだったので、今とは比較にならないほど、対象人数が多かったのです。

ここで、追記すべきことは、これは1985年1月1日施行の国籍法改正以前だということです。「日本人の配偶者または子」の<子>が外国人を夫に持つ日本人女性の子供全員を対象としたことだったので、今とは比較にならないほど、対象人数が多かったのです。

母親の国籍は子供に関係ない、人権問題としてへの怒り。

私が「国際結婚を考える会」に入会した動機はまず国籍法のことでした。私は設立メンバーではなく、いつ設立したのかも最近まではっきり知らなかったのですが、設立後だったようですね。

東京で生まれ育った私は学生時代からインターナショナルスクールに通っている「父親がアメリカ人」という友達が何人かいて、彼女たちが、夜中にちょっとつっかけで外に出たら、警官に外人登録証の提示を求められたとか、このままだとちゃんとしたアメリカ人にもなれない、と急に留学したり、などを見ていて、母親が日本人でも日本国籍が取れないことは認識していました。

間もなく私自身がアメリカ人と結婚する方向に向かい出して、本格的に国籍法を調べることになりましたが、その内容にびっくりしました。自分が自分の国で子供を産んでもその子は「外国人」で、滞在許可が必要だ、なんて！自分が日本人なのは両親が日本人だからなのだと、当然のように思っていたのに、実際は母親が日本人だということは何の関係もなかったんだと。

私は当時結婚したてで、仕事も忙しく当分子供を作る予定もなく、それだけでも、現実的に非常に困っていらっしやる他の会員とは立場が違ったのですが、私は女性には国籍継承の権利がないということを入権問題として、非常に怒っていました。ですから、猛然と署名を集めたり、当時お住まいも近かったリーダーの森木和美さんにくっついて議員への陳情や公聴会にお供したりしました。当時はまだ活字を組んで印刷していた時代ですから、私の会社に入出入りの印刷屋に会報を印刷させたり、発送したりもしました。

「在日韓国・朝鮮人」と結婚した日本人妻たち

私はこの会の会合で初めて個人的に「在日韓国・朝鮮人」の妻たちに出会いました。「こんな大人数（10数名だったのですが）の前で自分の夫が在日だと言うのは初めてです」などという言葉聞いて、びっくりしました。彼女たちは自分の子供が「日本人」ではなくて、「外国人登録証を常時携帯しなければならない」こととか、「いずれ本国の兵役につかなければならなくなるかも」などと、とても大きな問題を抱えていたのです。したがって署名集めも表立ってできないわけです。



日本は見かけだけで「ガイジン」と扱う国。森木和美さんや私や欧米系のあきらかに見た目の違う外国人と結婚して、地理的にもすぐ中央官庁に行ける場所に住んでいる私たち。この在日の妻たちと知り合ってから、忙しいながらも時間に融通がついて生活に余裕のあるやれる人がやらなければ、と強く感じました。

難民条約、女性差別撤廃条約という 「外圧」があったから — 母国への失望。

1982年1月1日の入国管理法改正と1985年1月1日の国籍法改正、これが私のこの会との関わりで、微力ながら貢献できたことかなと思いますが、この経験を通して感じたことは、残念ながら、私の母国への失望でした。

どちらも、「困っている人が大勢いるから修正する」という動機で改正されたものではない、ということです。私たちが一生懸命自分たちの立場を説明して、署名を集めて、陳情して、法律が変わったのだ、と言いたいのですが、実際は前述のように前者は難民条約、後者は1985年の国際婦人年の女性差別撤廃条約を批准せざるを得なかったという「外圧」無しには実現していなかったのでは？ 少なくともあと何年もかかったのでは？ と思います。そして、残念ながら、その体質は40年近く経った今もたいして変わってはいないのではないか？ とも思います。

当時の私の立場としては、とにもかくにもせつかく法律が変わったのだから、それが現場でちゃんと施行されるように見張らなければ、ということでもありました。見張らなければ、法律を骨抜きにしようとする現場の木っ端役人だらけなのもうんざりでした。

1989年に渡米し、以来、当時のことは考えないようにしていたのですが、30年もアメリカに住んでいて、投票もしたいとは思いますが、国籍はく奪のことを考えて永住ビザのままでいます。しばらく会を離れていましたが、FBで会がまだ存在することを知り、会員と連絡をするうちに、また少し関わる様になりました。今さら何が出来のかわかりませんが、出来ることはしたいと思っています。



この会がなかったら乗り越えてこれなかった。
女性の権利とともにこれは人権の問題。

小暮 朋子



<プロフィール>

群馬県藤岡市生まれ。留学生として来日し、大学院で勉強していた中国系マレーシア人の夫と1979年に東京で結婚。1980年、82年と二人の娘を出産。1986年に夫の故郷のマレーシア、クラン市に帰り一家で暮らした後、1989年に日本に戻り、東京在住。会員歴は会創立からで40年になる。

「このお二人の間に子供が生まれたら、 日本国籍が取れるでしょうか？」

私は会の最初から、関わった者として、「国際結婚を考える会」ができた経緯をお話いたします。私は1979年4月に結婚したのですが、その結婚式にアジア人留学生の支援をしてくださっていた田中宏先生が参加してくださり、スピーチで、「このお二人の間に子供が生まれたら、日本国籍が取れるでしょうか」と式場にいた人に質問しました。皆さん、答えられなかったのですが、その当時の答えは「日本国籍は取れない」でした。田中宏先生は国籍法を父系主義から父母両系主義に変えなければいけないというお考えで、皆さんに質問したのだと思います。

父母両系主義に国籍法改正を！ 会の始まりは7人の女性たち。

私は子供が生まれても日本国籍がとれないということに、大きな不安を抱えておりました。1979年の7月に「[アジアの女たちの会](#)」の五島昌子さんから、私に、女性差別の日本の国籍法を変えるためには、当事者の声が必要だから、国際結婚をした日本人女性たちに集まってほしいと連絡がありました。「アジアの女たちの会」は国籍法改正に向けて、動いていました。私は国際結婚をした知り合いが一人もいなかったのも、仲間が欲しくて、心を躍らせて、7月14日の会合に参加しました。そこに集まったのが、7人の女性たちでした。

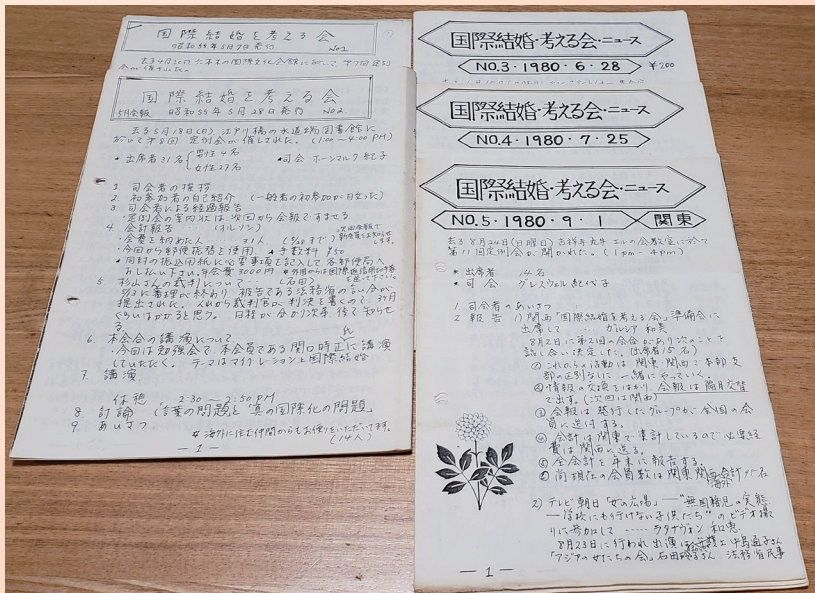
初めて会ったとは、思えないほど国際結婚の悩みや問題を語り合いました。そして、7人で「国際結婚日本女性の会」を作ることになったのです。

「女性差別の国籍法の改正運動に取り組む国際結婚の会」

----- 朝日新聞

今回、この報告を書くために、家中を探したら、40年前の資料や手書きの会報がみつかりました。手書きで会の目的が「夫の国籍を問わず、国際結婚の諸問題を話し合う。」と書いてあります。この会で何回か会合をもち、「アジアの女たちの会」と協力して、国籍法改正の署名活動もやっけて行こうとなりました。

転機となったのは、1980年の3月に朝日新聞が「女性差別の国籍法の改正運動に取り組む国際結婚の会」ということで、この会を大きく取り上げてくれたことです。1980年3月16日に「アジアの女たちの会」の会員が貸してくれたマンション「渋谷コーポ」で行われた会合には、新聞を見て、部屋に入りきれないぐらいたくさんの国際結婚をした女性がかけつけました。この時から、会のレジェンドである森木和美さん、デレウゼ好子さんが参加してくださり、会は一気に参加人数が増え、活発に活動が開始されました。名前も「国際結婚を考える会」と改め、定例会も毎月、1回、開かれるようになりました。



手書きの会報発行からスタートし、土井たか子氏らの講演開催に発展。



驚くことに5月には、会報第1号が手書きで発行されました。それから、毎月、会員が交代で担当し、途中から、関西の会も加わり、手書き会報は15号まで続きました。手元にある会報を見ると、1981年の8月号からは印刷に変わっていました。この会報16号は京都の会が担当で、編集しています。東京以外にも、瞬く間に大阪、京都の会ができ、1982年8月号には、名古屋の会の名前も載っています。

創立から2年足らずで、「国際結婚を考える会」は全国4か所に拠点ができ、国籍法改正の活動も益々、活発になっていったのです。今考えるとあの頃の熱気は凄かったと思います。定例会も会発足すぐに、田中宏氏に「入管問題について」、言語学者の西江雅之氏に「二言語使用の子供たち」をテーマに講演していただいているのです。1981年10月には大阪、京都合同定例会で、衆議院議員だった土井たか子氏を講師にお招きして、「国籍法改正に向けての展望」というテーマで講演していただいています。土井たか子氏は1977年に、国会で、「父系主義の国籍法は憲法違反だと考えられるがどうか」と質問してくださり、その後国籍法改正に力を注ぎ、大きく貢献された方です。

マレーシア移住先でのビザの問題

私にとって、この会は精神的な支えでした。結婚して最初のころ、夫の親族が何人も留学生として来日し、私は幼い二人の子供の子育てをしながら、夫の親族の面倒をみていました。夫とも文化や考え方の違いで衝突することが多く、精神的に辛い日々を過ごしておりました。そんな時、この会の仲間と相談し、精神的にどれだけ助けられたかわかりません。念願だった国籍法も1984年に改正され、1985年に経過措置によって二人の子供は日本国籍を取得し、マレーシアと日本の二重国籍者になりました。



私もこれで一安心し、夫の仕事がマレーシアで見つかったので、子供たちを連れて1986年にマレーシアに家族で永住するつもりで移住しました。しかし、そこで予想さえしない事態に直面しました。

日本のマレーシア大使館に配偶者ビザを申請し、許可が出て、保証金も支払ったのにマレーシアで最初にもらったビザは2週間でした。それからは、何度となく入国管理局通いを繰り返し、あらゆる書類を用意し、やっ

と6か月のビザを取得するということを繰り返していました。今は、だいぶ良くなったようですが、30年前のマレーシアは**ブミプラ政策**（マレー人優遇政策）でマレー系の人と結婚した外国人配偶者は優遇され、中国系、インド系の人と結婚した外国人配偶者は冷遇されたのです。私の夫は、中国系ですので、その配偶者の私のビザはとても厳しかったのです。そして、やっと、ビザが取れても、労働許可が下りず、私は隠れながら、いつ入管に捕まるかわからない不安に怯えながら、日本語を教え続けていました。日本にいるときはいつも日本の入管に怒っていた夫ですが、自国の入管の厳しさに絶望的になっていきました。

そんな大変な状態の時でも、国際結婚を考える会の会報が毎月マレーシアに送られてきました。私にはなんでも相談できる会の仲間が日本にいると思うと、大きな心の支えになりました。

そのころ近くには、マレーシア人と結婚した日本女性の会がなかったので、様々な悩みを相談することもできませんでした。いろいろな事情によりマレーシアからは、2年半で帰ってきました。今のようにネットで瞬時に情報が手に入る時代ではなかったので、国籍法が改正になり、すでに生まれている子供でも20歳以下なら経過措置で日本国籍が取れるということを知らない人もマレーシアにいました。

その時の経験で、国際結婚を考える会が日本だけでなく、世界に住んでいる国際結婚家族に情報を提供し、結びつけるネットワークの中心になれたらいいと思いました。

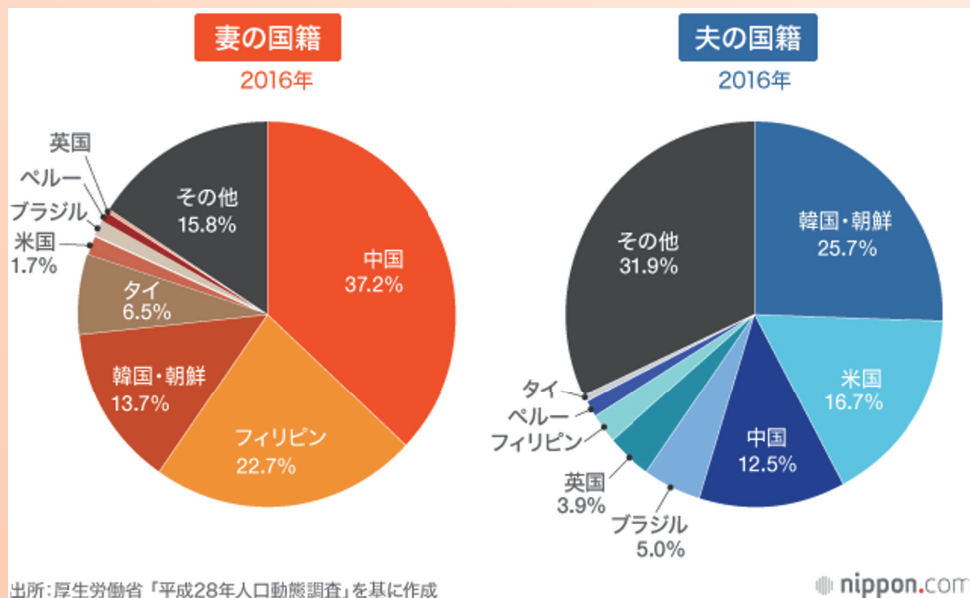
現在、マレーシアは成人になってからの二重国籍を認めていないので、私の娘二人は日本国籍しかないのです、とても残念です。

アジアの国には、成人の二重国籍を認めない国が多く、日本の国籍法が重国籍を認めるようになって、一方の国が認めなければそれもできません。

アジアの国々との国際結婚者は多いはず、ぜひ入会を！

現在、日本には中国をはじめ、アジア系の方と結婚された方がたくさんいらっしゃるはずですが、この会には、私を含めて、数人しか参加していません。問題を抱えている人も多いと思います。もっと、アジア系の国際結婚の方にも入会してほしいです。

そして、会創立40年が経ち、国際結婚で生まれた子供たちが社会で活躍しています。父、母の文化、言葉、多様性を身に着けた子供たちが生き生きと生きられる世界であってほしいと願っています。



<https://www.nippon.com/ja/features/h00174/>

<参考資料> 男性の国際結婚はアジア妻が8割、女性の相手国は多様

日本で生まれ育った在日コリアンとの『国際結婚』 過去の未精算が根源に～そして私の選択。

蒔田 直子



<プロフィール>

静岡市生まれ。高校卒業後京都の大学に入学し、在学中に在日コリアン一世の女性たちの自主学校「オモニ学校」に参加する。1984年に国際結婚を考える会に入会、同年在日韓国人2世と結婚、84年、88年に二人の娘を出産する。さまざまな市民運動に関わりながら同志社大学学生寮の職員として働き、2020年3月に退職。学生寮での出会いを「[大学生生活の迷い方](#)」(岩波ジュニア新書)まとめた。京都市在住。

わたしたち国際結婚なの？ 在日コリアンとの結婚

私が「国際結婚を考える会」に入会したのは国籍法改正の前年1984年なので、創設メンバーではなく、最初に恩恵を受けた二世代目といってよいと思います。

もと夫(別れちゃったので…)は日本で生まれ育ち、日本の学校に通い日本語しか話せず、韓国には行ったこともない、そんなどこにでもいる在日韓国人です。ところがそんな彼と結婚するとそれは外国人との結婚で、日本の戸籍制度からみ出すと知ってびっくり。在日コリアンは差別を避けて日本名を使っているケースも多いから、その場合はなおさらでしょう。

1945年日本の敗戦時に、植民地だった朝鮮半島からの徴用や強制連行で230万人を超える朝鮮人が日本国内にいました。1910年から35年にわたる植民地支配により名前も変えられ皇国臣民とされた朝鮮人です。1952年のサンフランシスコ講和条約の発効に伴い、在日朝鮮人は日本国籍を失い、一律に朝鮮籍とされ外国人登録法の適用を受けることになりました。

同じ状況にあったドイツは国籍選択の権利をまず国内のポーランド人に保障しています。しかしながら、日本の場合は在日朝鮮人に対し一片の通達で日本国籍を奪い、国籍選択の機会を設けることなく外国人と扱いました。きちんと戦後処理がなされなかったことが、どんなに代を重ねても在日コリアンが、選挙権を持つことも、公務員就職も制限された現在の問題の根源だと思います。それは一般の外国人政策にも影響します。



私たちが出会った1980年代でも、日本に暮らす在日コリアンは60万人を超えており、「国際結婚」の数で一番多いのは在日コリアンとのものでした。そこで切実に立ちふさがるのは社会的な差別の壁で、私はたまたま反対されなかったのですが、親に反対されて悩むカップルは周囲にもずいぶんいました。

現在の「ヘイトスピーチ」でも、攻撃の標的になるのはまず在日コリアン、日ごろ現れることがなくても結婚という形で自分の問題になった時、何が何でも受け入れ難いという根深い拒否を示す親や親せきが多いのです。

●参考 http://iminseisaku.org/top/pdf/journal/006/006_008.pdf

(田中宏 | 大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター客員教授 | 新来外国人 に対して在日コリアンの経験がもつ意味)

「国際結婚を考える会・京都」の小さな張り紙を見て。

私の親は私たちがともに暮らすのには反対しないものの、日本で私が産んだ子が「韓国籍？なんて信じがたい」と言いました。それは私も同じこと、父系血統で父の国籍のみを継承する国籍法のことは、当事者になるまで知りませんでしたから。

婚姻届を出すと子どもは韓国籍になる、事実婚で婚外子なら私の名前で日本国籍、さあどうするのか？ 役所に行っても婚姻手続きさえ窓口ではわからない、国籍法が変わるらしいともいうが、具体的な情報はわからない。さんざん迷い、そろそろ胎動が始まるという頃に、職場の近くの日本語学校に「国際結婚を考える会・京都」という小さな張り紙を見つけ、扉を開けてみたのが会との出会いでした。

設立時からの会員Gさんの夫はフランス人、Iさんの夫はアメリカ人で手作りクッキーがおいしい！ ここでもびっくり、たった2年前まで配偶者ビザさえ日本には存在しなかったというのを初めて知りました。

つまり、外国人と結婚した女性は家族と暮らすならさっさと夫の国に行けてこと？
それでは女性差別撤廃条約も批准できないでしょう。

そして納得できない当事者が国会へも自分たちの声を届け、必死で働きかけ、父系血統の国籍法も近いうちに変わりそうだと聞きました。飛び込みで訪ねた私に、3人の京都メンバーが懇切丁寧にその時の状況を教えてくださいましたのです。

権利意識を持ち行動する尊敬する女性たち

国籍法改正を求めて立ち上がった女性たち7人が最初に集まったのは、「アジアの女たちの会」の事務所だったということにも強い共感がありました。7人の女サムライたち！

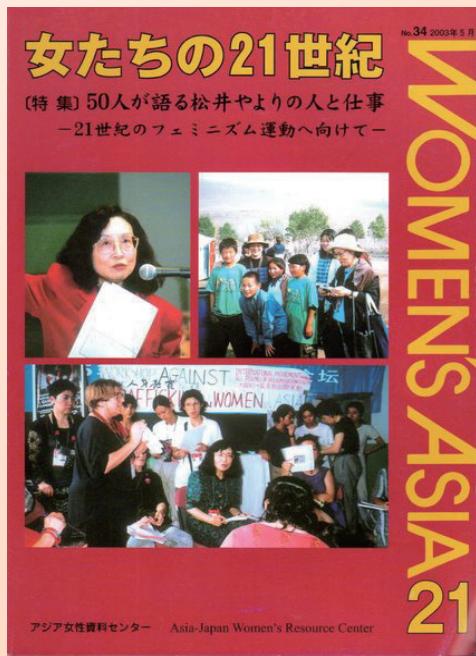
当時朝日新聞記者であった松井やよりさんたちが、日本人男性の韓国への買春ツアーに抗議して行動を起こした、その事務所でした。

そして私が大学時代に暮らしていた寮の先輩でもあり、当時の社会党副党首の土井たか子※さんが国籍法改正を求めて国会で先頭に立っていました。自分が最も尊敬する二人の女性が男女平等の国籍法改正を推進していることに感動したのです。

当事者として権利意識を持ち、自分と家族のために行動する生き生きした女性たちとの出会いでした。

しかし数としては多いはずの在日の男性と結婚している女性たちが声をあげなかったのは、なぜだろう。それ以前の差別や生活苦の問題が切実だったからだろうか？ 後々までその疑問は続きました。

※ 法学者でもある土井たか子さんの最初の著作は、国籍法についてをテーマにした「国籍を考える」(時事通信社)です。



日本と朝鮮の歴史、在日コリアンの存在、 自分の無知にショック



静岡では一っと高校までを過ごし、京都の大学に入学して親元を離れたのは1973年、ベトナム戦争は終わっておらず、京都の大学には学生運動の残り火？ がまだ燃えさかっていました。

入学はしたものの年間数か月は大学ストライキ、学生たちのアジテーションの言葉は意味が分からず、関西フォークや実験的な芝居や舞踏などに驚きながら京都の町をさまよっていた頃、当時は軍事政権下の韓国で、日本から韓国に留学した在日の学生たちが「スパイ」として逮捕される**事件**が起きました。

同世代、同じ大学の学生が冤罪で逮捕され拷問されるという事件に衝撃を受け、救援運動に参加するようになりました。それまでの日本と朝鮮の歴史、日本が朝鮮半島を植民地支配していたこと、数多くの在日コリアンが存在することも知らない、自分がどれだけ無知だったかということが大変ショックでした。



学校に行くことができなかった在日一世の女性たちが文字を学ぶ「オモニ（おかあさん）学校」に通い、自分の母や祖母の年代の女性たちに「せんせい」などと呼ばれかわいがられ、親交を深めていきました。

子どもの国籍をめぐる選択。 まず韓国籍を取りそして改正後に日本国籍を。

当たり前だとされてきたことを、問い返す時代の流れのまっただ中に生きていて、婚姻制度や戸籍制度にも疑問を持つようになりました。結婚といえば「籍を入れ」、そして当然のように夫の姓になるのは自分の意には沿わない、ともに暮らせばそれが家族、それ以上はいらないと考えるようになりました。



父系血統の国籍法というのも家父長的な旧来の家制度にその根があったと思います。私たちは家族や友達とにぎやかなお披露目のパーティはしたけれど、婚姻届は出さませんでした。

そして、そのまま出産すると子どもは私の姓で日本国籍になるのです。しかし、そうすると子どもの父親である夫の存在が消されてしまうのではないかと、朝鮮につながるもうひとつの根っこは隠されてしまうと悩みました。生まれてくる子に父親の文化を堂々と受け取ってほしい。それなら結婚して夫の子どもは「韓国籍」になればよいというのと違う、生活習慣や文化と国籍はイコールではないけれど、平等ではない、差別のある日本の社会で生きていく中で朝鮮の根っこを隠したくはない。

ぐるぐると迷い、「国際結婚を考える会」で知り合った仲間にも相談し、国籍法はもうすぐ変わる、生まれてくる子に韓国籍を取得し、国籍法改正後に日本国籍も経過措置で取得しよう、そして重国籍や複数の文化を持つのがあたりまえになるような未来を目指そうと決めました。

私たちは子どもに韓国籍も与えたくて婚姻届を出したのです。国籍法改正が目前にあるということが分かっていなければできなかった選択でした。子どもたちが成長し成人する頃には、きっと日本の社会がもっと柔軟に開かれたものになっているはず、そんな希望を持っての判断でした。

1980～1990年代の京都の会の動き

20代後半から30代の私たちは、誰かの家に集まり、にぎやかに子どもたちを遊ばせながらおしゃべりし、会報の発送作業や例会の計画を話しあうのが楽しみでもありました。夫たちの国籍は多彩で、食べ物や生活習慣なども興味深く、私にとっては世界に向かって窓を開けるような新鮮さでした。

東京、名古屋、京都、大阪、地域ごとのグループで会報作成や発送を分担しながら会を持ち、京都のメンバーはととても親しく、こぢんまりとしたものでしたが、社会問題にも積極的に関わりました。

例会では国籍法をはじめ、外国人登録法や入管法が変わるたびに勉強会を持ち、政府に意見書なども提出していました。家庭料理の講習会を開いたり、もちろん遊びも楽しみました。

・ 指紋押捺拒否

私が入会した1984年当時は、在日コリアンを中心に「[指紋押捺拒否運動](#)」も広がっていました。外国人は16歳になると指紋押捺し、外国人登録証の常時携帯を義務付けられていました。

指紋をとられるとは、一般的には警察や犯罪に関わる際のことでしたから、外国人を管理の対象とするシンボリックな行為で、これを拒めば再入国許可が取り消され、場合によっては逮捕されました。

最初に拒否した一人の動きから、押捺拒否する人たちが現れ、次々と逮捕者を出しながら広がっていきました。

私が参加していたオモニ学校の70代のおばあさんたちまで「孫にはこんな思いをさせたくない」と区役所で押捺を拒否しました。在日の人たちばかりでなく、キリスト者を中心にさまざまな国籍の人たちが参加し、「人差し指の自由」というスローガンのもとに記録映画が各地で上映されました。



在日本大韓国民団 民団新聞より

この上映を京都の国際結婚を考える会も主催し、積極的に大きな集会に参加していたことに驚きました。ごく普通の子ども連れの母親たちでしたから。私の夫も押捺拒否をし、逮捕されるから準備を、と連絡を受けたのが二人目の子どもの陣痛が始まった夜だったのは忘れられません（なぜか逮捕はまぬがれたのですが・・）。

1980年代は、組織や団体に所属しない個人が自分の意志で行動し始め、それを支える人々が周囲にいて、動くことで何かが変わる手ごたえを感じていました。今よりもずっと自由な空気だったことを思い出しています。

・滞日外国人女性の支援へ

90年代に入ると、オーバーステイの外国人男性と恋愛し結婚し、日本で暮らすための在留特別許可をとるための相談を受けるようになりました。ビザの切れた外国人労働者を劣悪な条件で働かせている労働現場の問題も大変なものでした。

会報に私がそんな報告を書いたのがきっかけで、夫たちの間で論争が始まり、何回か続けて会報が夫たちの投稿で熱くなりました。

妻たちが参加している「国際結婚を考える会」が超過滞在の外国人を支援するのを問題視した夫、それに対して猛然と反論する人権派夫の論争は、日本に暮らす外国人の中にある階層を可視化しました。

同時期に、タイやフィリピンから人身売買同様な状態で日本に連れてこられた女性たちの事件が起こり、見えない場所で何かたいへんなことが起こっている危機感のなかで、京都のYWCAが外国人女性のための電話相談を開設しました。(日本語、タイ語、フィリピン語、中国語、英語) 労働相談だけでなく、日本人男性との結婚や離婚、また日本人男性の失踪によって無国籍になってしまう子どもたちの深刻な問題もあり、弁護士や労働組合とともに「国際結婚を考える会・京都」も協力しながらこの相談窓口が始まりました。私たちにとっても右往左往する難しいケースばかりでしたが、国際結婚を考える会の創設メンバーだったGさんは30年来、現在もこの相談窓口の中心として活動を続けています。



蒔田直子さんの長女、朴沙羅さんの作品

『家(チベ)の歴史を書く』(筑摩書房)

「私の家族は、いつどうやってなぜ日本に来たのだろう」
「個人の人生を、どうしたら歴史として残せるのだろう」
家族への親愛と歴史への洞察に満ちた、ある家の記録。

『大学生生活の迷い方』(岩波ジュニア新書)

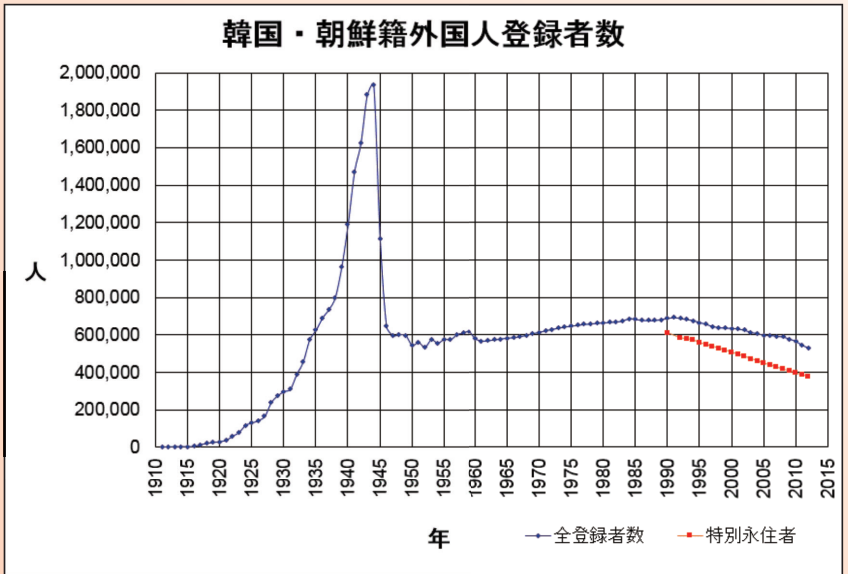
京都のど真ん中、同志社大学松陰寮で寮生たちのドタバタに長年にわたって「寮母さん」として寮生たちに寄り添ってきた著者(蒔田直子)が、すっぴん大学生たちの暮らしを綴る。



当時のエネルギーを振り返り、しかし歩みは止めず！

1984年の入会、85年の国籍法改正、その後の数年間の出来事を振り返る機会を与えていただき、幼い子を育て仕事しながらよくまあ動いてきたと当時のエネルギーを思い出しました。

30年以上前、きっと子どもが成人する頃には…と願ってきたことは遅々として進まず、外国人と共生すること、夫婦別姓や戸籍制度、家族に関わるさまざまなありかたは、この社会のいちばん手ごわい、変わりにくいところかもしれません。「国際結婚を考える会」の大切な働きは、他には代えがたい当事者による情報交換や助け合いにあると思います。孫たちが成長するまでにはきっと！と、ゆるやかにつながり、遅々としていても歩みは止めないことにしましょう！



<https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=11550578> による



ポイント！

「朝鮮籍」を朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）国籍だと思われている方が多いのですが、この「朝鮮」は朝鮮半島出身者という意味で国名ではありません。1945年、日本が植民地にしていた朝鮮半島の人々の日本国籍を喪失したとみなし、一律に「朝鮮人」としました。そして1950年の朝鮮戦争を経て、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国という二つの分断国家の現実が今も続いています。日本が国交を結んでいるのは韓国だけ。分断国家を認めないという願いを込めて「朝鮮籍」のままで戦後を日本で暮らし続ける在日コリアンは、実質的には無国籍状態といえるでしょう。

登壇者の近況&ひとこと



来英から4年前まで、ロンドンの日系の会社で働いていたので、1日の3分の1は全く日本にいる感じでした。今は私の住んでいる、日本人に全く会う機会のない、田園地帯の小さな町で働いています。インターネットのおかげで、日本語の記事は読めますが、日本語で話す機会が全くなくなりましたが、会の集まりもインターネットのおかげで、地球の反対側から参加することができ、何十年ぶりに懐かしいお顔を拝見、お話しすることができ、感激しました。現在、こちらでの社会参加は、人間でなく動物のため、恵まれない猫の里親が決まるまで、臨時の里親になってます。

ハワード 弘子



日本にいるころは六本木にオフィスを持って仕事に没頭していましたが、渡米当時身体を壊していたこともあって、以来アメリカではずっと専業主婦・母親業、しょっちゅう庭いじりとか野良仕事なので娘には私の「前世」の姿は想像がつかないようです。特にこの半年間はほとんど外出しないで、アトランタの季節の移り変わりをますます楽しんでいます。これまで年に2回は帰国していましたが、現況では次はいつになるか予定が立ちません。次の帰国時にタイミングが合えば、集まりに顔を出させていたと思います。

マロニー 名子



登壇者の近況&ひとこと



8月8日の「会の歴史を聞く」でお話をさせていただきました。私は40年間会員で来ましたが、会の歴史は私の結婚の期間とほぼ同じ期間なのです。その間にいろんなことがありましたが、今は、長女は中国広州で仕事をしています、次女は近くに住んでおり、次女の孫3人がよく、遊びにきます。

「国際結婚を考える会」も一時は停滞状態で、もうだめかと思いましたが、新しく再スタートして、HPもでき、ズームで世界に散らばる会員の皆さんとお顔を拝見しながら、お話できるようになり、本当に良かったと思います。

コロナで直接お会いできないけれど、ズーム会議やズーム講演会のおかげで、会員同士が近くなったと思います。

小暮 朋子



40年通った大学の女子寮の寮母を、コロナの混乱の中で3月末に退職し、周囲からは地面につながる最後の糸が切れたと心配されました。

昨年父を看取り、認知症17年目に突入した母は実家の静岡でグループホームに暮らしています。コロナ禍でいつまで面会が制限されるのかと悩ましい日々です。

娘と孫たちがフィンランドに暮らすようになり、退職と孫ロスに悩むかと思いきや、在職中よりも忙しく、やはりじっとしてはられない性分ようです。

蒔田 直子

記念すべき「第一回臨時総会」の開催を振り返る

マリク高橋君代

マリク高橋君代

千葉県船橋市生まれ。1977年、国連大学の職員として赴任していたインド人の夫と結婚。1980年女児誕生。浦安市在住。1980年代末ごろ入会。グラフィックデザイナーをフリーランスでしていたので、1995年AMFのロゴをデザインする。

1995年4月25日発行

国際結婚を考える会

せる。
かたい、センスがないという批評のある会報を、とりかわしたきまりを厳守のうえ、各会で創意工夫をこらして作ってみる。

6.会のロゴ

会員マリク高橋デザインのロゴに決定。



原点回帰 "Back to where it all began" への立て直し

1979年に設立された「国際結婚を考える会」（写真のロゴはAMFという会の英文名が決まったことに伴い、私がデザインさせていただき1995年に会の承認）は、このたび組織を立て直しました。総会での決議を経て、会の英語名も「JAIF」に変更されました（P.34）。実は、2018年ごろから会報発行などに困難をきたし始め、時代にあった会の改革への話し合いが必要となりましたが、世話人間での話し合いはスムーズにはいきませんでした。非民主的な運営体制は本来の会の在り方ではないと判断し、私たちは原点回帰と継承のため民主的に会を運営し直すこととし、組織改編となりました。

本来あった民主的な運営をするにはどうしたらいいか、時間のない中話し合いを重ね、2020年8月27日について総会を開くことができました。当会は、会員の総意が反映され運営される会でなければなりません。

総会開催まで漕ぎ着けるのは決してたやすい仕事ではありませんでした。会則の策定、会の組織の立案、人事、会計、活動に関する報告計画の作成のお願い、2021年度からの会費、会の英文名なども有志の意向を伺って総会の議案に挙げられるような形にしなければなりませんでした。

特に会則に関しては、難しい言葉使いのサンプルなどを紐解いて、作り直すことは容易なことではありませんが誰かがやらなければなりませんでした。

『代表世話人』設置となくてはならない会則の策定

2018年までは多くの世話人が上下の区別無くみんな平等に和気藹々と活動をしていました。今から考えれば幸せな時代であった、と思います。

全員が平等だったため、何か異常が起きても誰に訴え、誰がみんなを取りまとめるかという責任の所在が全く決まっていなかったことは反省すべき点でした。

そこで、これまでなかった『代表世話人』を提唱したのは、そのような反省からでした。会の運営に関わる人たちが全て世話人となりますが、関わり方は人それぞれでいわゆる非営利の活動ですから、家庭生活や職業を度外視してまでも会の活動に重きを置くことを期待すること自体適当ではありません。『代表世話人』としても同じことは言えますが「代表」であることの意味を考え、会の存続に責任を持ってもらえたらと願っています。

有事の場合は結束して問題解決に取り組み、このように分離してしまったことの原因を作らないようにしなくてはなりません。会則も無視し、一部の世話人の意見が罷り通る様な状態になってしまった経験を踏まえ、今後はこのようなことがないように、会則を策定し、それに沿って会を運営することが必要です。会則作成に関しては、去年から相談に乗ってもらっていたボランティア活動センターの助言を参考にしながら書き上げました。リード真澄さんの校正や見直しは大変助かりました。会則には一般的なことのほか、当会に即した、組織や人事についての決まりごと盛り込みました。

全会承認で可決。達成感とこれからの会に期待

その傍ら、役職が決まれば、会計や活動計画などはそれぞれ担当に任せることができました。来年度の会費、会の英文名についても盛んな意見交換がありましたので、これらを取りまとめて最終案とし提示することができました。以上は、常に当時20名前後の有志の方たちに了解をとりながら進めました。夥しい量のメールを発信したことと思います。

こうして、7月中旬までには、ZOOM説明会を2回にわけて開き、しっかりと意図を伝え皆さんからの意見も汲み上げながら最終案として総会に臨みました。

総会では、全会承認と言う形で議案が可決したことで、ひとまず重い肩の荷を下ろすことができました。至らない点は数々あると思いますが、少しずつみなさんからご意見をいただき改善できればと思います。

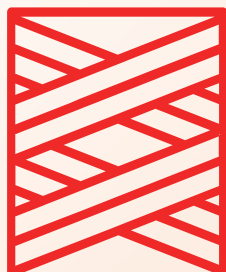
これで会が今後も継承していく足掛かりはできました。会の目的を忘れずに活動していきましょう。

【会則】

第3条 目的

海外と日本に住む会員が相互に助け合い、共通の問題にとともに取り組むことにより、人々が国籍や文化習慣などの違いに関わらず平和に幸せに暮らせる社会、世界を実現することを目指す。

会の英文名・ロゴが決定しました！



J A I F

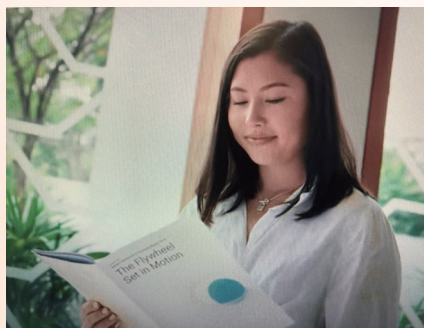
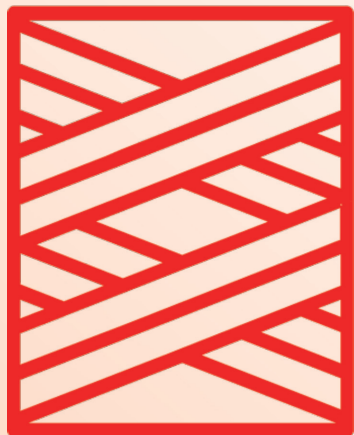
Japan Association of Intercultural Families

- 『国際結婚を考える会』は、長年 Association for Multi- Cultural Families (AMF) の英文名を利用してきました。P.31 にありますように、当時マリクさんが英文名やロゴを作成してくれましたが、組織改編に際し、マリクさんも、時代の変化に応じて英文名やロゴを刷新しようと提案され、このたび英文名とロゴを見直すことになりました。

英文名は、会員から募集し、6つの候補に絞られ、Google Form で投票を行い第一回臨時総会において承認されました。私たちは会の目的を継承しながら、心機一転40年を記念して、新しい英文名で新体制で活動していきます。

- 幸運なことにプロフェッショナルデザイナーとして第一線で活躍されているY. Hさんがロゴの制作をボランティアで引き受けてくださいました。また制作意図（コンセプト）をY. Hさんの母、Yさんにご紹介いただきました。

- 男性にも女性にも受け入れやすい、ユニセックスを意識した。
- interwoven（織り交ぜる）のコンセプトが会の intercultural とマッチ。綿の糸とポリの糸、あるいは毛糸の混合で織りなす織物のように、違う素材の糸が混じり合う intercultural な作品。（国際家族そして国際結婚を考える会の会員同士の結束を表現）
- パターンは直線を使った日本の様式美で、寄木細工、半幅帯結び、紬の柄、竹林の直線などに見られる美しさを醸し出す。
- 日本のハンコあるいは落款のイメージであり、朱肉色を使った。
- ロゴは一目みて認識されるものでないといけないので、クリーンでシンプルなデザインにした。



デザイナー Y. H さんの略歴

母は会員のYさん。米国人の父が1992年に日本駐在となり、同年日本で生まれる。4歳の時父の転勤でシンガポールに住む。イギリス系のインターナショナルスクールに在籍し、2001年に父が再び日本勤務となり、調布アメリカンスクールに在籍。

米国の大学に進学し、アドバタイズメント（広告）とビジネスを専攻。在学中に作品が大学代表として二年連続でNYにて展示された。

大学卒業後、サンフランシスコの大手広告代理店で、NYタイムズ、WSJ紙のVISA、アウディのデジタル広告を担当。その後現在のフィンテック会社にデザイナーとして転職。現在はシニアデザイナー。

漢字は一字が意味を表す象形文字なので、漢字を習得したことはロゴの発想に大きな影響を与えている。(本人談)



JAIF

国際結婚を考える会

☆ 新ホームページの作成を担当して ☆
www.kokusaikazoku.com/ が会の活動基地に

T. 伸子



ドイツ在住 30 年、日本・ドイツ・米国企業で働く

こんにちは。ドイツ在住の伸子です。ドイツには最初駐在員として来ましたが、その間に現在の夫と知り合い、一度日本に帰国したものの一緒に暮らすために仕事を辞して 1988 年にフランクフルト市に引っ越してきました。以来 30 年以上ドイツに住んでいます。「国際結婚を考える会」にはドイツのある会員の方と知り合ったことをきっかけに、2009 年頃に参加しました。夫はアイルランド人で、当初は私にアイルランドのパスポートを取らせたいと思っていたようです。ヨーロッパの人にとって、複数国籍は普通ですので、彼も深く考えて勧めたわけではないようでした。いまだに日本国籍のままで、ドイツ国籍も取っていませんから、30 年も暮らしているのに選挙にも行けません。ドイツ語を習い、大学も出て、日本・ドイツ・アメリカの企業で働いてきました。会社は IT 系でしたが、私自身はプログラマーとかではなく専門ではありません。

旧ホームページからの脱却、3 ヶ月で一般公開へ

「国際結婚を考える会」ではずっと一般会員でした。ドイツグループ内で話をする中で、もしかしたら旧ホームページがそのうち閉鎖されるかもしれないと、そうすると大事な情報にアクセスできなくなる可能性も出てくるから、新しいホームページを作ってくれないかと相談を受けました。

ホームページはウェブショップなどを作ったこともあるし、できなくはないのですが、本当は面倒かなと思っていました。

しかし2018年あたりから、会のコミュニケーション手段についての危なっかしい判断について聞こえてきたり、また国会請願に熱心なみなさんの活動に支障が出るかもしれないといったことが明らかになるにつけ、少しでもできることでお手伝いしたいと心が動いていきました。

無理をしないで、最小限の需要をカバーするようなものを作ろうと、今可能な技術や情報を調べ、素人でも作成できるテンプレートなどをネットで検索しました。2020年5月には調査を始め、時間の計画をし、作成に取り掛かりました。5月末には枠組みができあがり、6月から中身の記事を集めて掲載する作業にかかり、とうとう7月中旬には一般公開に漕ぎつけました。

ホームページの管理・更新は会員のチームワークで。

旧ホームページに載っている大事な記事を無くさないようにできるだけ移しこむことと、新しい技術でできる機能を追加すること、の二つをがんばりました。この間、ただ夢中で作業していたというのが実情で、面白いとか辛いとかはあまり感じていませんでした。枠ができてからは多くの方に記事の提供や載せ方を一緒にやっていただき、みなさんにとってもこんな風にできあがるとは始めからわかってはいなかったと思います。一緒に作りあげていったという感じです。

ある程度形になってからは、今度は管理と更新をしていくのに手が必要になってきます。ここでもチームが形成され、何人かで手分けして作業していただいています。

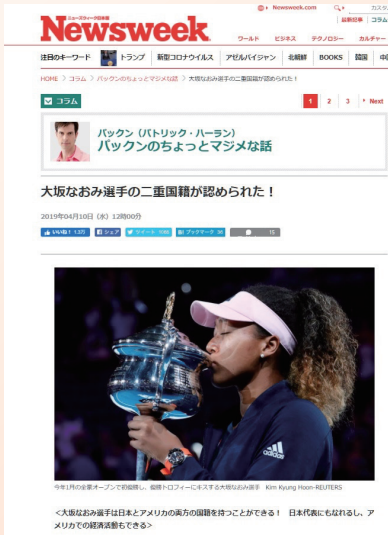
新しいホームページを会の活動基地としてこのようにみんなで使って行くことができれば、これほどうれしいことはありません。



次号以降の特集予定

日本の国籍法の問題点、国籍選択制度の矛盾や日本国籍自動喪失の違憲状態をわかりやすく特集します。

大坂なおみ選手の二重国籍が認められた！



<大坂なおみ選手は日本とアメリカの両方の国籍を持つことができる！ 日本代表にもなれるし、アメリカでの経済活動もできる>

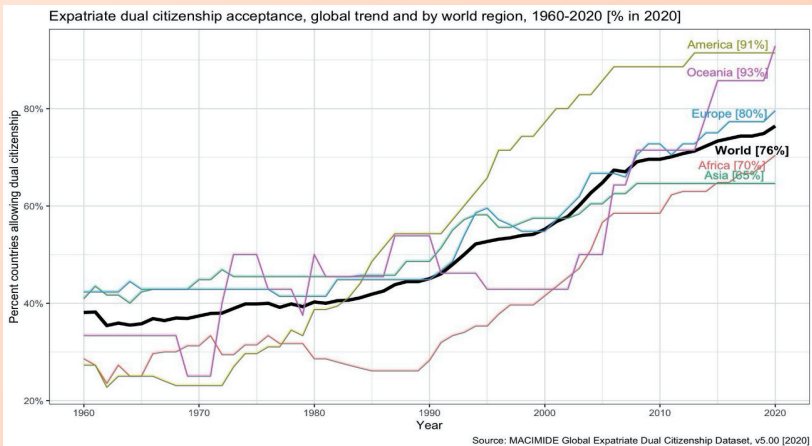
<前文省略>

実は、その希望は前から叶っていたのだ。つまり、前から日本の法律は二重国籍を容認している。恥ずかしいことに、前回のコラムの根拠にしていた「日本は二重国籍を認めない」という認識が間違っていたのだ。その事実気づかせてくれたのは、国籍法にまつわる裁判に取り組んでいる近藤博徳弁護士と、日本の国籍法改正に向けて運動中のトルン紀美子さん。いろいろ教えてくださったこの2人には心から感謝している。お礼に、ここで2人の話をたっぷりとパくらせていただこう。

---Newsweek 日本版 2019年04月10日
パクン (パトリック・ハーラン)
パクンのちょっとマジメな話より
※トルン紀美子さんは当会の会員です。

https://www.newsweekjapan.jp/pakkun/2019/04/post-46_1.php

世界で重国籍容認の国は増加している！



<https://macimide.maastrichtuniversity.nl/dual-cit-database/>

『国際結婚を考える会』 入会のすすめ

原点回帰第一号、ここまで盛りだくさんの記事をお読みくださりありがとうございます。まだまだ掲載しきれない情報もたくさんあったのですが、次号をまたお楽しみに！

多様性 (diversity) を声高に流行歌のように唱える為政者はいますが、実際に社会がその方向に向かっているのかどうか、私たちのような国際家族こそが体現し実感しているのではないのでしょうか。

国際結婚しているしていないに関わらず、ぜひ当会で一緒に活動に参加、支援していただませんか？ 心より入会をお待ちしています。

【入会方法】HPから入会が簡単にできます。

Welcome! Please join us !!! www.kokusaikazoku.com/blank-3

★ 入会を希望します (入会登録フォーム)

●メールアドレス ●お名前

●居住国、県、州、市など (関係国と入会の動機をお聞かせください)

■年会費 2,500円 (4月から翌年3月会期)

10月以降に入会された場合は1,300円

■口座情報 ゆうちょ銀行 記号：10140 番号：13022521

名義：コクサイケッコノカンガエルカイ

他行から振り込む場合は：

ゆうちょ銀行 店名：〇一八 (ゼロイチハチ)

普通預金 口座番号：1302252

ご寄付の場合は、お名前とご寄付であることを明記して上記口座にお振込みくださるようお願いいたします。

請願活動について 担当 | トルン紀美子

1984年の国籍法改正によって父系主義から父母両系主義になりましたが、その時できた「国籍選択制度」は現在、機能しておらず誤解の原因になり、「日本国籍自動喪失条項」は違憲訴訟が行われています。当会では、請願活動を積極的に行っています。

詳しくはホームページ請願運動 <https://www.kokusaikazoku.com/blank> の「請願よくあるQ & A」「請願報告」をご覧ください。請願署名用紙をダウンロードしてご協力をお願いします。また <https://www.kokusaikazoku.com/news> の国籍選択制度と日本国籍自動喪失規定についての記事もご参照ください。各国の制度なども学びながら、皆さんと一緒に正しい情報を広げていければと願っています。

今後のイベント情報 担当 | リード真澄

時間さえ合えば、いつでもどこにいてもオンラインなどでイベントが開催できる時代になりました。もちろん直接会える日を楽しみにしています。これからもイベント企画しますので奮ってご参加ください。

Remembering the Past... Looking to the Future



AMF ASSOCIATION FOR
MULTI-CULTURAL
FAMILIES

Remembering the Past... Looking to the Future



AMF ASSOCIATION FOR
MULTI-CULTURAL
FAMILIES

2000年1月31日発行 20周年記念誌

編集後記

会の20周年記念誌を担当してから（表4広告も担当！）20年もたってしまいました。会にもなかなか参加できずにいたところ本来の会の姿が変わりそうだと、これは大変！久しぶりの編集を担当させていただきました。記事提供にご協力いただいた方々に心から感謝します。

私たちの活動と交流がこれから次世代の国際家族、市民社会にも参加してもらい広がっていくことを心から願っています。まだ編集体制も整っていませんが、編集部はいつでもオープンです。スタッフ募集しています。ハワード弘子さん、コルマンひろみさんお疲れ様でした。

担当 | カマーゴ・李栄